第十条の五第一項中「（第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）が」を「が、適用年（）に、「（平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び次項において「適用年」という」を「に限る」に、「第二号に掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改め、「（同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年においてこれらの要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）」を削り、「規定する適用事業」及び「政令で定めるもの」の下に「を行つている場合」を加え、「第四項において「適用事業」という。」及び「を行つている場合」を削り、「の基準雇用者数」の下に「（当該適用年において次項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る同項に規定する地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となつた地方事業所基準雇用者数を控除した数）」を加え、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額（第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第三項において同じ。）の百分の十（当該個人が中小事業者（第十条第六項第四号に規定する中小事業者をいう。第一号において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条の五第一項各号を次のように改める。

一　基準雇用者数が五人以上（中小事業者にあつては、二人以上）であることにつき政令で定めるところにより証明がされたこと。

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。

三　給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

第十条の五第五項中「第一項の」を「第一項から第三項までの」に、「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「前二項」を「第四項から前項まで」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に、「適用事業を同項の規定の適用を受けようとする年の前年」を「これらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十三年以後」に、「当該個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」を「比較給与等支給額」に、「その他同項」を「その他第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「これら」に改め、「基準雇用者数」の下に「、地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項第七号中「除く」を「除くものとし、当該適用年の前年において事業を開始した場合における当該適用年にあつては当該金額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額とする」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「及び第四項」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「次号及び第七号」を「第六号及び第九号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　地方事業所基準雇用者数　適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人が当該計画の認定に係る地域再生法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下この号及び第十号において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従つて当該計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（同号において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（同号において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において整備した同法第五条第四項第四号に規定する特定業務施設（第十号において「特定業務施設」という。）のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　適用年　平成二十四年から平成二十八年までの各年（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第五号及び第十号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けた個人にあつては、当該計画の認定を受けた日の属する年以後三年内の各年を含む。）をいい、平成二十四年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。

第十条の五第二項に次の一号を加える。

十　地方事業所特別基準雇用者数　適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた個人の当該適用年及び当該適用年前の各年のうち、当該計画の認定を受けた日の属する年以後の各年の当該個人が当該計画の認定に係る認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて当該計画の認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第四号に規定する地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数の合計数をいう。

第十条の五第二項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5　前項第九号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年及びその前年において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。）がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

第十条の五第一項の次に次の二項を加える。

2　青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（前項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、二十万円（当該個人が第二号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数）を乗じて計算した金額（以下この項において「地方事業所税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の三十に相当する金額（当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の三十に相当する金額を限度とする。

一　前項第一号及び第三号に掲げる要件

二　基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされたこと。